

緑政土木局総合評価落札方式による入札実施試行要領（公園・道路等の維持管理業務用）

（趣旨）

第1条 この要領は、緑政土木局が発注する公園・道路等の維持管理業務委託契約において、総合評価落札方式による入札を実施するために必要な事項を定める。この要領は、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として実施する総合評価落札方式による緑政土木局が実施する入札を対象とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）総合評価落札方式 公共工事の品質確保の促進を図ることを目的に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する価格その他の条件が、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- （2）公園・道路等の維持管理業務 土木・造園関係の公園・道路等の維持管理に関する業務をいう。
- （3）市要綱 名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号）をいう。
- （4）総合評価委員 緑政土木局総合評価委員選任要領（公園・道路等の維持管理業務用）に基づく緑政土木局総合評価委員をいう。
- （5）履行実績等 同種又は類似の公園・道路等の維持管理業務の履行実績、業務委託成績及び社会性等をいう。
- （6）履行実績等資料 履行実績等を評価・確認するための資料をいう。
- （7）評価基準等 履行実績等を評価するための、評価項目、評価基準及びその配点並びにその他評価に必要な事項をいう。

（実施方式）

第3条 総合評価落札方式は、履行実績等と入札価格を総合的に評価して行う。

（実施公園・道路等の維持管理業務の決定）

第4条 緑政土木局長は、一般競争入札を実施する公園・道路等の維持管理業務のうち、第3条に規定する総合評価落札方式の実施公園・道路等の維持管理業務候補を選定するものとし、候補の選定にあたっては、公園・道路等の維持管理業務対象の用途及び規模、業務内容などを考慮するものとする。

（評価基準等の設定）

第5条 緑政土木局長は、履行実績等を評価するため、あらかじめ評価基準等を設定する。

2 評価基準等の設定にあたっては、公園・道路等の維持管理業務実績、地域貢献・地域精通度及び本市施策への貢献などの評価分野を設定し、当該分野ごとに、公園・道路等の維持管理業務の種類、規模、履行内容など第4条に規定する実施公園・道路等の維持管理業務候補の特性に応じて、評価項目、評価基準及びその配点を設定する。（別紙さ「評価項目の設定例」を参照）ただし、「政府調達に関する協定」の対象となる公園・道路等の維持管理業務については、事業所の所在地条件の設定ができないことから地域貢献・地域精通度などの評価項目の設定については十分考慮すること。

- 3 評価基準等の設定にあたっては、2人以上の総合評価委員から意見を聴かなければならない。
- 4 前項の意見聴取は個別の実施公園・道路等の維持管理業務委託ごとに行うものとする。ただし、緑政土木局長は、総合評価委員の意見を聴いた上で、実施公園・道路等の維持管理業務に共通して設定することができる評価基準等（以下「共通評価基準等」という。）を定めることができ、この場合において、個別の実施公園・道路等の維持管理業務に共通評価基準等を適用しようとするときは、当該共通評価基準等に係る個別の意見聴取は要しないものとする。

（総合評価及び落札者の決定方法）

第6条 緑政土木局長は、総合評価落札方式による入札の実施にあたっては、次の式によって算出する総合評価値をもって入札者の評価を行う。当該総合評価値の算出にあたっては、入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とする（以下同じ。）。

なお、入札価格が据置価格を下回った場合は、入札価格にかえて据置価格を代入して算出する。据置価格は名古屋市低入札価格調査要領第2条により定められた調査基準価格とする。

$$\text{総合評価値} = (\text{評価点} / \text{入札価格}) \times 10,000,000$$

- 2 前項に定める評価点とは、次に掲げる標準点と加算点の合計をいう。
 - (1) 標準点 入札者に一律に付与する得点
 - (2) 加算点 入札者の履行実績等について、あらかじめ設定した評価基準等に基づき算出する得点
- 3 履行実績等資料を提出しない者のした入札は無効とし、当該入札者の評価は行なわない。
- 4 履行実績等資料の作成に関し不正が行われたと認められる場合は、当該入札者のした入札は無効とする。
- 5 緑政土木局長は、次の各号に掲げる条件を満たす入札者のうち、第1項により算出した総合評価値の最も高い者を落札者として決定する。
 - (1) 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除いた価格とする。以下同じ。）以下であること。
 - (2) 総合評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。
$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 10,000,000$$
- 6 前項の落札者の決定において、総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、次の方法により落札者を決定する。
 - (1) 評価点が高い者を上位とする。
 - (2) (1) が同点であった場合は、入札金額が低い者を上位とする。
 - (3) (2) が同額であった場合は、くじにより決定する。
- 7 入札後資格確認型一般競争入札を行う場合は、前2項中「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

（入札公告に掲げる事項）

第7条 緑政土木局長は、総合評価落札方式による入札を実施する場合は、市要綱第4条第1項各号に規定する事項に加えて、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式により一般競争入札を実施すること
- (2) 評価基準等に関すること
- (3) 総合評価及び落札者の決定方法に関すること

(評価及びヒアリング)

第8条 緑政土木局長は、あらかじめ入札公告及び入札説明書で示された評価基準等に基づき、当該入札者の履行実績等を評価して加算点を決定する。

2 緑政土木局長は、入札者の履行実績等を評価する場合においては、必要に応じて入札者に対して、提出された履行実績等資料について、ヒアリングを実施することができる。

(評価結果等の公表)

第9条 緑政土木局長は、総合評価落札方式による入札を実施した場合は、市要綱第72条第1項に規定する事項に加え、入札者の次の各号に掲げる事項を、原則として契約締結後速やかに公表する。

(1) 標準点

(2) 加算点

(3) 評価点

(4) 総合評価値（公表にあたっては、小数点第5位以下を切捨てる。）

2 前項の規定は、前項各号に掲げる事項を落札者決定後に公表することを妨げるものではない。

(評価理由の説明)

第10条 入札者は、第9条第1項に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日を含まない。）以内に、当該入札者本人における履行実績等の評価の理由について、緑政土木局長に対して書面（様式自由）により説明を求めることができる。

2 緑政土木局長は、前項の請求があった日の翌日から起算して原則として10日以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、公園・道路等の維持管理業務における緑政土木局総合評価落札方式による入札の実施に関して必要な事項は、緑政土木局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月 1日から施行する。

評価項目の設定例

評価分野	評価項目	配 点
企業の公園・道路等の維持管理業務実績	(1) 過去 1 5 年間の同種・類似公園・道路等の維持管理業務の履行実績	
	(2) 過去 3 年間の公園・道路等の維持管理業務委託成績評定点の平均点	
	(3) ISO9001の認証取得状況	
	(4) 過去 2 年間での業務等対応業者	
地域貢献・地域精通度	(1) 本市内における本店の有無	
	(2) 過去 2 年間における、本市からの依頼に基づく本市内での災害等活動実績	
	(3) 過去 3 年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	
	(4) 過去 1 年間の災害協定等の締結等	
	(5) 本市内におけるボランティア活動実績等	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	
	(2) 障害者の雇用状況	
	(3) 子育て支援の取組み	
	(4) 女性の活躍の取組み	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	
	(6) 再犯防止の取組み	